

郡山市行政評価推進委員会設置要綱

平成16年 7 月 28 日 制定

平成20年 4 月 1 日 一部改正

平成22年 4 月 1 日 一部改正

平成26年 4 月 1 日 一部改正

平成27年 4 月 1 日 一部改正

平成29年 4 月 1 日 一部改正

〔総務部行政マネジメント課〕

（設置）

第 1 条 効果的かつ効率的で透明性の高い行政運営を行うことを目的とした行政評価システムを構築し、その推進を図るため、郡山市行政評価推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

（1）行政評価システムに関すること。

（2）二次評価の実施に関すること。

（組織及び運営）

第 3 条 委員会は、郡山市行政組織規則（平成 6 年郡山市規則第 6 号）第 7 条に規定する部の次長、教育委員会事務局教育総務部次長、教育委員会事務局学校教育部次長及び上下水道局次長をもって構成する。

2 委員会に委員長及び副委員長 2 名を置き、委員長には総務部次長を、副委員長には政策開発部次長及び財務部次長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定する副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第 4 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（行政評価システム研究会）

第 5 条 第 2 条各号に掲げる事項について調査研究をさせるため、委員会に行政評価システム研究会（以下「研究会」という。）を置く。

2 研究会は、総務部行政マネジメント課長並びに総務部人事課、総務部行政マネジメント課、政策開発部政策開発課及び財務部財政課の職員の中から、各所属長が指名した者をもって構成する。

3 研究会に座長を置き、総務部行政マネジメント課長をもって充てる。

4 研究会は、必要に応じ、座長が招集する。

（庶務）

第 6 条 委員会及び研究会の庶務は、総務部行政マネジメント課において処理する。

（補則）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年7月28日から施行する。

(郡山市行政評価システム研究会設置要綱の廃止)

- 2 郡山市行政評価システム研究会設置要綱（平成14年12月2日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。